

社会福祉法人 青鳥会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年11月1日 ～ 令和3年10月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：妊娠から育児期にかけての産前産後休業や育児休業（男性職員も含む）、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和1年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年 1月～ 対象職員へフローチャート及び育児休業等の制度の一覧表を示して対象職員へ説明会の実施。

目標2：子の看護休暇、育児短時間勤務の利用の促進。

<対策>

- 令和1年12月～ 対象職員の把握。管理職を対象とした研修。
- 令和2年 1月～ 子どもを持つ職員（男性職員も含む）を対象に、休暇制度の内容を周知。

目標3：仕事と生活の調和を図るため、年次有給休暇の取得向上に向けた環境を整備する。

<対策>

- 令和1年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和1年12月～ 所属長は職員の取得状況を把握し、計画的に取得させる。
- 令和2年 1月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。